

江戸川区いじめ重大事態調査に関する調査結果の公表に関するガイドライン

令和 6 年 12 月 10 日
江戸川区教育委員会決定

1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項に定める重大事態が発生し、同法第 14 条第 3 項の規定に基づき教育委員会の附属機関として設置された江戸川区子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）が調査を行った場合、又は学校が主体となる調査委員会が調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成 29 年 3 月策定、令和 6 年 8 月改訂。以下「文科省ガイドライン」という。）に則り、当該調査結果を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

なお、江戸川区教育委員会及び学校は、本ガイドラインに則り公表の有無を決定するが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを図りながら、柔軟に検討していく。

2 公表の意義・目的

文科省ガイドラインでは、「調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童・生徒、保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。」としている。

本区としては、いじめの事実解明のみならず、学校や教育委員会の対応の検証を丁寧に行い、子どもの権利条例第 9 条第 2 項で規定している、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えていくために、以下の意義・目的をもって当該調査結果を公表すべきかを判断していく。

- ① 当該事案への憶測などを減じさせ、区全体でいじめ問題を考えていく契機とする。
さらには、いじめ問題を取り巻く諸課題についても考える契機とし、児童・生徒（以下「児童等」という。）のよりよい健全育成活動を促進していく。
- ② 学校と教育委員会が、発生事案に真摯に向き合い、児童等の健全育成を第一義として、公正かつ適切ないじめの未然防止、早期発見・対応の構築を推進していく。
- ③ 地域・家庭・学校が協働して、いじめ防止に向けた教育環境を創りあげていけるように、一層の開かれた学校づくりに向けた取組を促進していく。
- ④ 権利擁護委員の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つ。
- ⑤ 家庭教育の重要性及び家庭への支援を促進し、豊かな情操や道徳性、コミュニケーションを図る力の素地を培う家庭教育の充実と心理的や福祉的、医療的などの支援へのつなぎに役立てる。

3 公表することにより生じうる弊害について

本区は、以上のとおり、調査結果を公表することは重要であると考えている。

しかしながら、調査結果には、個人の学校生活の様子や保護者の情報なども事細かく含まれるため、全てを公表すると、次のような弊害がありうることも考えなければならない。

(調査への重大な影響)

調査結果の全てを公表した場合、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等をする児童等、保護者及び教職員等（以下「調査対象者」という。）に以下のような反応が引き起こされ、調査に重大な影響が生じることが懸念される。

- ① 調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念して防衛機制が働き、事情聴取等への協力的な態度や回答内容が変遷するなど、真実の把握が難しくなることが考えられる。
- ② 各関係機関（児童相談所、警察、相談機関、医療機関及び他の支援機関等）において関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な回答が得られなくなるおそれがある。

(公表による関係当事者への影響)

いじめは社会的に関心の高い事象であり、特に重大な結果が生じたような事案については、報道機関による報道がなされたり、時には事実に基づかない根拠のない噂がインターネットやSNS上で拡散されたりすることを鑑みると、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

- ① 一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。
- ② 人間関係の詳細や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることによって、関係当事者と周囲の児童等、また保護者等との関係に影響が出て、被害児童等の登校再開や立ち直り、加害児童等の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童等の成長が阻害される。
- ③ いじめの要因に 被害児童等及び関係児童等の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事実等が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プライバシーに関わる内容が晒されかねない。
- ④ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童等の成長を阻害する状況が生じかねない。

4 公表方針

以上のことを踏まえ、次の方針により調査結果を公表すべきか判断する。

- ・ いじめ被害を訴えた児童等及び保護者のうち、どちらか一方でも公表を望まない場

合には、原則として公表はしない。

- ・ いじめ被害を訴えた児童等及びその保護者の公表の意向や、公表の意義・目的と公表することによる弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表する。
- ・ 公表に際していじめを行った児童等・保護者の同意を得ることは行わない。
- ・ 公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが、児童等・保護者など調査対象者の学校生活や、学校が行う支援や指導に支障がきたすことがないように配慮する。

5 公表する場合の公表方法等について

① 公表の方法

江戸川区のホームページへの掲載により公表とする。

② 公表資料

- ・ 公表資料は、調査報告書の概要版を原則とする。
- ・ 公表に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）や江戸川区情報公開条例（平成13年3月27日条例第19号）で不開示となる情報等も参考にし、児童等や保護者の個人情報及びプライバシー保護の観点から公開に適さないと判断した部分は非公開とする。
- ・ 公表の意義・目的を達成させるため、公表内容については、江戸川区教育委員会にて、随時点検・評価し改善を図っていくものとする。

③ 公表の手順

・ 調査開始時

いじめ被害を訴えた児童等及び保護者に対し、公表に関する方針を説明する。

調査対象者に対しても、調査結果の公表について説明を可能な限り行うこととする。

・ 調査報告書の提出時

いじめ被害を訴えた児童等及び保護者に対し、調査報告書の提出後、区の公表に関する方針の詳細について説明した後、公表に関する意向確認を行う。

・ 公表の意向確認後

公表の意向確認後、公表すると判断した場合には、個人情報にかかわる箇所など、非公開とすべき部分を削除の上、公表資料をホームページに掲載する。

公開期間は、6カ月を基本とする。

ただし、公表すると判断した後に、いじめ被害を訴えた児童等又は保護者が公表を望まなくなった場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止する場合がある。

また、児童等又は保護者が、当初は非公表を望んでいたが、その後公表を望むようになった場合であっても、いったん非公表にすると判断した後は、公表するか否かの再検討は、原則として行わない。